

5 関消第 720 号  
令和 5 年 12 月 5 日

各都県農政主務部長（別記参照） 殿

関東農政局消費・安全部長

植物防疫法第 29 条第 1 項の規定に基づくトマトキバガの防除について

このことについて、消費・安全局植物防疫課長から別添（写）のとおり通知があったので、御了知いただき、生産者等に対し適切な指導をお願いします。

別記

茨城県農林水産部長

栃木県農政部長

群馬県農政部長

埼玉県農林部長

千葉県農林水産部長

東京都産業労働局農林水産部長

神奈川県環境農政局農水産部長

山梨県農政部長

長野県農政部長

静岡県経済産業部長

(写)

5 消安第 4912 号  
令和 5 年 11 月 28 日

関東農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局植物防疫課長

植物防疫法第 29 条第 1 項の規定に基づくトマトキバガの防除について

令和 3 年 10 月、国内で初めて発生が確認されたトマトキバガについては、使用できる農薬が無いことから、植物防疫法第 29 条第 1 項の規定に基づき、都道府県が国から共有された農薬リストを参考として、トマトキバガの防除に使用できる農薬を公表し、防除が実施されてきたところです。

今般、別紙のとおり、農薬の変更登録が行われたことから、本虫の被害が想定される作物に対しての薬剤が確保され、植物防疫法第 29 条第 1 項による防除を行わなくても、十分に登録農薬により防除が可能であることから、植物防疫法第 29 条第 1 項の規定に基づく防除を終了し、登録農薬による防除を指導していただくよう、貴局管内都県に指導願います。

なお、このことについて、必要に応じて周知期間を設け、ホームページ、プレスリリース等を活用して、都県内の関係機関、生産者等に周知を行うよう指導願います。

## トマトキバガ登録農薬一覧(令和5年11月28日現在)

農薬の種類	使用方法	使用時期	散布液量	希釈倍数使用量	本剤の使用回数	登録作物	
						トマト	ミニトマト
シアントラニプロール水和剤	散布	収穫前日まで	100～300L/10a	2000倍	3回以内	○	○
	灌注	育苗期後半～定植当日	400株当り10～20L(1株当り25～50mL)	400株当り25mL	1回	○	○
シアントラニプロール粒剤	株元散布	育苗期後半～定植時	—	2g/株	1回	○	○
アバメクチン乳剤	散布	収穫前日まで	100～300L/10a	500～1000倍	3回以内	○	×
インドキサカルブ水和剤	散布	収穫前日まで	100～300L/10a	2000倍	2回以内	○	×
エマメクチン安息香酸塩乳剤	散布	収穫前日まで	100～300L/10a	2000倍	5回以内	○	○
クロルフェニル水和剤	散布	収穫前日まで	100～300L/10a	2000倍	3回以内	○	○
脂肪酸グリセリド・スピノサド水和剤	散布	収穫前日まで	100～300L/10a	1000倍	2回以内	○	○
スピネトラム水和剤	散布	収穫前日まで	100～300L/10a	2500～5000倍	2回以内	○	○
テトラニプロール水和剤	散布	収穫前日まで	100～300L/10a	2500倍	3回以内	○	○
ピリダリル水和剤	散布	収穫前日まで	100～300L/10a	1000倍	2回以内	○	○
フルキサメタミド乳剤	散布	収穫前日まで	100～300L/10a	2000倍	2回以内	○	○
フルベンジアミド水和剤	散布	収穫前日まで	100～300L/10a	2000倍	2回以内	○	○
メタフルミゾン水和剤	散布	収穫前日まで	100～300L/10a	1000倍	3回以内	○	○
BT水和剤	散布	発生初期但し収穫前日まで	100～300L/10a	1000倍	—	○	○